

平成21年第4回佐渡市議会定例会会議録（第7号）

平成21年6月30日（火曜日）

議事日程（第7号）

平成21年6月30日（火）午後2時00分開議

第 1 議案第134号撤回の件

第 2 議案第138号

第 3 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第114号、議案第115号、議案第127号、議案第129号、議案第131号、議案第136号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第116号から議案第118号まで、議案第133号、議案第135号、議案第137号、議案第138号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第119号から議案第126号まで、議案第128号、議案第130号

第 4 発議案第 7号

第 5 発議案第 8号

第 6 決算審査特別委員会委員の選任

第 7 議案第132号

第 8 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26名）

2番	中	川	直	美	君	4番	白	杵	克	身	君
5番	金	田	淳	一	君	6番	浜	田	正	敏	君
7番	廣	瀬		擁	君	8番	小	田	純	一	君
9番	小	杉	邦	男	君	10番	大	桃	一	浩	君
11番	中	川	隆	一	君	12番	岩	崎	隆	寿	君
13番	中	村	良	夫	君	14番	若	林	直	樹	君
15番	田	中	文	夫	君	16番	金	子	健	治	君
17番	村	川	四	郎	君	18番	佐	藤		孝	君
19番	金	光	英	晴	君	20番	猪	股	文	彦	君
21番	川	上	龍	一	君	22番	本	間	千佳子	君	
23番	金	子	克	己	君	24番	根	岸	勇	雄	君

25番	近藤和義君	26番	祝内優雄君
27番	加賀博昭君	28番	竹内道廣君

欠席議員（2名）

1番	松本正勝君	3番	中村剛一君
----	-------	----	-------

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高野宏一郎君	副市長	甲斐元也君
会計管理者	本間佳子君	総務部長	齋藤英夫君
企画財政部長	齋藤元彦君	市民環境部長	金子優君
福祉保健部長	佐々木正雄君	産業観光部長	金子晴夫君
建設部長	田畑孝雄君	総務部長 (総務課長)	中川義彦君
企画財政部長 (財政課長)	本間進治君	市民環境部長 (トキ共生・環境課長)	木下良則君
福祉保健部長 (福祉課長)	新井一仁君	産業観光部長 (観光課長)	計良範龍君
建設部長 (建設課長)	渡邊正人君	教育長	渡邊剛忠君
教育次長	山本充彦君	両津病院 管理部長	菊地賢一君
選挙管理委員会 事務局長	藤井雄一君	監査委員 局長	鹿野義廣君
消防長	加藤貴一君	市民課長	佐藤弘之君

事務局職員出席者

事務局長	山田富巳夫君	事務局次長	池昌映君
議事調査係	中川雅史君	議事係	谷川直樹君

午後 2時00分 開議

○議長（竹内道廣君） ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

発言の訂正

○議長（竹内道廣君） ここで、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤弘之君） 6月25日の議案質疑の中で、中川直美議員に対する私の発言で誤りがありましたので、訂正をお願いします。

新型インフルエンザ対策での資格者証世帯に対する対応について、5月18日付文書通知の件でございます。議員の指摘どおり、5月18日付の文書は受領していました。処理については、6月11日付で対応しました。議長において、発言訂正の許可をお願いします。

○議長（竹内道廣君） ただいまの佐藤市民課長の申し出については、佐渡市議会会議規則第65条の規定に基づき、議長においてこれを許可いたします。

日程第1 議案第134号撤回の件

○議長（竹内道廣君） 日程第1、議案第134号撤回の件を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、お許しを得て、議案の撤回の承認を求めるということをお願いしたいというふうに思います。

本定例会において6月25日に提案しました議案第134号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、委員会のさらなる保険税減額の意見、また市内の厳しい経済状況等、一層の保険税の軽減が必要であると判断し、撤回の承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（竹内道廣君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第134号撤回の件については、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第134号撤回の件については、これを承認することに決しました。

日程第2 議案第138号

○議長（竹内道廣君） 日程第2、議案第138号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第138号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

本案は、被保険者の前年所得の確定を受け、本算定を行った国民健康保険税について、さらなる引き下げの改正を行うものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） これより追加議案の質疑に入ります。

議案第138号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） 質疑なしと認めます。

議案第138号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第138号は、お手元に配付してあります追加議案付託表のとおり市民厚生常任委員会に付託をいたします。

暫時休憩します。

午後 2時04分 休憩

午後 2時07分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

日程第3 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第114号、議案第115号、議案第127号、議案第129号、議案第131号、議案第136号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第116号から議案第118号まで、議案第133号、議案第135号、議案第137号、議案第138号

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第119号から議案第126号まで、議案第128号、議案第130号

○議長（竹内道廣君） 日程第3、これより各常任委員会に付託した案件について議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

臼杵総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 臼杵克身君登壇〕

○総務文教常任委員長（臼杵克身君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第114号 佐渡市名誉市民条例の制定について。本案は、社会文化の進展に著しく貢献した市民等に名誉市民の称号を贈り、永くその功績を顕彰するとともに、市民の敬愛の意をあらわすことを目的として、新たに条例を制定するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。本条例の施行に当たっては、目的及び資格など、条例の趣旨を十分に踏まえ、安易な選考は行わず、威厳ある称号となるよう慎重に進めること。

議案第115号 佐渡市マリンスポーツハウスの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、海洋性レクリエーションの普及及びマリンスポーツの体験施設として設置していたマリンスポーツハウスを廃止し、民間譲渡するために本条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第127号 財産の無償譲渡について（マリンスポーツハウス）。本案は、海洋性レクリエーションの普及及びマリンスポーツの体験施設として設置していたマリンスポーツハウスを民間に無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。本案により民間に無償譲渡しようとするマリンスポーツハウスは、転貸による賃貸契約の土地に設置されており、譲渡先は第三セクター方式による法人である。このことから、将来的に市に負担増となることがないように、今年度中に、土地については転貸による複雑さを解消し、あわせて譲渡後の運営は民間の独自性による経営意思が働きやすいよう、市の関与の必要性の是非と第三セクター方式の見直しについて検討を進めること。

議案第129号 災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD－I型）購入契約の締結について。本案は、災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD－I型）について、購入契約を締結するため、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第131号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第2号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ4億4,550万7,000円を追加し、予算総額を433億2,887万7,000円とするものであります。主な補正内容は、歳入では地方交付税及び県支出金などの増額、歳出では子供医療費の助成拡充、新型インフルエンザ発熱外来運営経費、緊急雇用創出事業、漁港整備事業などであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。市民厚生常任委員会。

（1）、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費中、社会福祉施設管理運営費1,164万5,000円について。当経費は、いこいの村佐渡において譲受候補者による試行営業に当たり、公募条件に基づいて電気設備を改修するものである。今後、試行営業期間中の修繕については、安全管理上必要最小限の内容とされたい。なお、譲受者の決定に当たっては、公募において、提案事業の内容に満足する試行営業ができなかったときは譲受者としての決定はしませんが規定していることから、試行営業について、費用対効果を踏まえた検討をするよう強く求める。

（2）、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費中、施設整備事業1,984万5,000円について。本事業

は、佐渡クリーンセンターの資源物倉庫について、増大する廃プラスチック受入れの現状に対応するため下屋を増設するものである。当該施設を増設する必要性については、当委員会の審査及び現地視察の結果、廃プラスチック受入れの現状にかんがみて妥当であると思料するものの、現資源化物倉庫（約6,000万円）の建設に係る見通しの甘さについては、厳しく指摘をせざるを得ない。なお、本事業の入札に当たっては予定価格を慎重に精査し、あわせて来年度予定されている新資源化物倉庫（計画額約1億6,000万円）の建設計画は、その内容を白紙化し、ごみ処理現場の意見をよく聴取した上で改めて計画するよう申し入れる。

（3）、4款衛生費、3項医療推進費、2目診療所費中、新型インフルエンザ発熱外来運営費746万4,000円について。市が設置する発熱外来として佐和田体育館が予定されているが、冬季における当該施設の状況等を考慮すれば不適切であると思料するので、再度検討するよう申し入れる。

議案第136号 平成21年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について。本予算案は、既定の予算から歳入歳出それぞれ1,440万7,000円を減額し、予算総額を433億1,447万円とするものであります。主な補正内容は、歳入では平成20年度分の精算に伴う国民健康保険特別会計からの繰入金増額、国民健康保険基盤安定負担金の国庫支出金及び県支出金などの減額、歳出では国民健康保険特別会計への繰出金の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、村川四郎君の発言を許します。

村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 議案131号、一般会計補正予算の4款衛生費、3項医療推進費、新型インフルエンザ発熱外来運営費746万4,000円について、意見が付されております。その意見が、発熱外来を佐和田の体育館に予定しているが、冬季における当該施設の状況等を考慮すれば不適切であると思料するというふうに書かれているのですけれども、おっしゃるとおり、委員会の意見のとおりでありまして、発熱外来は実は6月16日の厚生労働省の再見直しの結果、現在の新型インフルエンザの感染状況、毒性から考えると、今までやってきた発熱外来を設けるというやり方はちょっとマッチングしていないということで、全廃するという方針が出されました。そして、その結果、近くの開業医及び病院等々で見ていただいて、原則的には自宅療養というふうになったのですけれども、この不適切であるという裏にはいろいろあると思うのですけれども、どのような委員会で審議がなされて、体育館で発熱外来を設けることが不適切なのか、あるいは発熱外来そのものの自体が厚生省が要らないと言っているのです、どうしようということに議論されたのか、その辺を教えてください。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 村川議員の質問にお答えします。

当委員会は、発熱外来の関係につきましては、まず村川議員言われたような厚労省の対応があるということを前提に、そのことについてどうなのかという議論をしました。そのときに、実は6月19日付で県の福祉保健部から、新潟県とすれば、厚労省のを受けても当面見直しをしないで、現行どおりという通知が

来ていると。今後については、その文書の中で6月26日と、こう書いてありますから、先週の金曜日に厚生労働省が招集する会議で、もう一回その会議後に見直しの必要があれば見直しをするというふうな文書があったようでありまして、そのことを受けて、発熱外来については県の指導どおりということで、私どもの委員会とすれば、予算については了とするということにしたわけであります。

それから、後段の佐和田の体育館については、村川議員言われたとおり、発熱外来を設けるとすると、あの体育館の施設というふうなことを考えたときに、大変不適切ではないか。他に適当な場所があれば、そのところについて検討するようにという当委員会としての意見をつけたということであります。よろしくをお願いします。

○議長（竹内道廣君） 村川四郎君。

○17番（村川四郎君） 県がしばらく厚生労働省の最初の新型インフルエンザの対応のとおりということで、発熱外来を持続というか、設けるようにという指摘があったということなのですが、実は私もきのう福祉保健部健康対策課、山崎という方が課長なののですが、その件を話しさせていただきました。それで、新潟県としては、県議会でも今ちょうど議論中であって、県の方針はまだはっきり決めてはいないけれども、厚生労働省がそのような形で発熱外来を全廃してもいいということで、県も、今までの新型インフルエンザの状況、毒性、感染の広がりの方針であれば発熱外来は設けなくてもいいけれども、今後、冬場に向けて強毒性、毒性が強くなったりしたときのことを思うと、各自治体に対してはお任せにして、強制はしていないというきのうの返事でした。それで、発熱外来を設けるのであれば、佐渡市さんはちょうど中央に佐渡総合病院という中核病院があるので、そちらに設けておけばいいのではないですかという返事で、全くそのとおりなのです。中央にあるし、これ発熱外来というよりも感染症センターを設けるわけなのなのですが、発熱外来を設けた場合、佐和田に設けた場合、南部の人も相川の人も両津の端にいる人も、風邪がみで開業医の先生に相談するなどして、発熱外来で佐和田に来るということは非常に不適切でもあるし、私はその健康対策課長さんに、佐渡のことをよくご存じであれば、佐渡は佐渡総合病院を真ん中にして、両津と相川に現在大変な予算を出費して継続している公立病院が2つあると、それから南部地区には厚生連の羽茂病院があるから、そこであればドクターも看護婦さんも常駐しているし、タミフルとリレンザ、いつでもあるし、そこに設ければいいと思うのですが、おっしゃるとおりです、そのとおりです。わざわざ体育館とか、そういうところに設ける必要もないし、現在ふだんはドクターがいない、土曜日、日曜日、休日のときだけしかやらないわけですから、この予算を今回委員会のほうもこれからもうちょっと執行部に対して意見を言ってほしいのですけれども、この予算を使うに関して、両津病院、相川病院、羽茂病院に発熱外来を設ければ、いつでもすぐに設けられます。時間差で診療すればいいし、隣の窓口で一般の患者さんと分けて診察すればいいだけのことで、ぜひそういう形の委員会の審議をしてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 答弁を許します。

小田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 前段の県の対応につきましては、県からの文書の中にも、26日の厚生労働省の会議を受けて、改めて見直しをする必要があれば、それぞれに連絡をするという文章があるようでもありますので、これは私が関係課に、村川議員からの質疑がありましたので、確認したところでは、まだ

正式にそれぞれの文書がまだおりていないということで、今までどおりというふうにはきょうは受けとめて、答えさせていただきます。

それから、2つ目の発熱外来の関係ですが、これは私どものところでも議論がございました。なぜこういうことになったのかということですが、佐渡市と県、保健所ですが、それと医師会を含めた医療機関との協議の中で、当初島内2カ所の発熱外来を設けるということだそうであります。1つは、運営主体が、村川議員言われたとおり、中核病院である佐渡総合病院を、ここを1つ。それから、もう一つは、運営主体を医師会を中心とした医療機関ということで、これは窓口といいますか、その機関は休日急患センターということで、この2カ所でということの協議になったそうでありまして、そういう中で休日急患センターに近いところということで幾つか候補が上がったようですが、結果、佐和田体育館ということに決まったというふうなことが審査の過程の中で明らかになりました。そこで、私どもは先ほど言いましたように、佐和田体育館というのは施設的に見て極めて問題があるので、不適切で、他の場所を探したらどうかという意見をつけさせていただいたということであります。

審査の中ではそういうふうなところで終わっていますし、両津病院につきましては当初県の指定した初期感染段階での佐渡総合病院と両津市民病院が対応病院として県が指定をしているということで、一定の役割が与えられているということでありまして、村川議員言われた羽茂、あるいは相川については、私どものところでは、今言った協議があったということを前提で話、審査をしてきましたので、そこまで含めた議論はしておりません。

今後、議員言われたように、今は弱毒性ですけども、インフルが変化をしまして、もっと感染が拡大したり、強毒性になったりという可能性も学者の中ではあると言われておりますので、そういう状況になったときに改めて、いわゆる蔓延状態になったときに改めてどういう対応するのかということは恐らく検討されると思いますし、そういうふうな折には、私どもの委員会の中でも意見の反映をしていきたいというふうに考えています。よろしくお願いします。

○議長（竹内道廣君） 以上で質疑を終結いたします。

討論の通告がありませんので、これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

小田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 小田純一君登壇〕

○市民厚生常任委員長（小田純一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第116号 佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、佐渡市税条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、個人住民

税において住宅ローン特別控除を創設し、並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得の特例措置を延長するもの等であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第117号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得の特例措置並びに土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設による課税の特例に係るものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第118号 佐渡市子どもの医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県の子どもの医療費助成事業補助金交付要綱の改正に伴い、本市の児童に係る通院医療費の助成について、当該対象期間を満6歳に達した以後最初の3月末日までから満9歳に達した日以後最初の3月末日までへと拡大するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第133号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、国の緊急少子化対策により、平成21年10月から平成23年3月までの間、出産育児一時金の支給額が4万円引き上げられることにより、当市における当該一時金の支給額を42万円とするよう、佐渡市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第135号 財産の交換について。本案は、佐渡総合病院移転新築に係る新潟県厚生連の財政支援要請に基づき、佐渡市、新潟県厚生連及び佐渡農協の3者間において、昨年12月の佐渡市議会地域医療体制検討特別委員会の最終報告を踏まえ、諸般の事情について再調整の上、関連用地を等価交換することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第137号 平成21年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、国民健康保険税の本算定等に伴い、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億5,663万4,000円を追加し、予算総額を72億2,857万2,000円とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第138号 佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市国民健康保険税について、被保険者の前年所得に基づき本算定を行い、医療分、後期高齢者支援金等の所得割額、均等割額等の改正及び低所得者に対する軽減額を改めるため、当該条例の一部を改正するものであります。なお、当該保険税の1人当たり調定額のうち、医療一般分及び後期高齢者支援分を合わせた額については、当委員会の審査を踏まえ、前年度に比べ、5,057円の減額とするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（竹内道廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

若林産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 若林直樹君登壇〕

○産業建設常任委員長（若林直樹君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第119号 佐渡市民農園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、八幡地区お楽しみ農園について、利用者が減少してきたことから、これを廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

議案第120号 佐渡市新穂農業構造改善推進センター条例を廃止する条例の制定について。本案は、昭和54、55年度第2次農業構造改善事業により建設された新穂農業構造改善推進センターについて、当初の目的による利用が困難となってきたことから、行政財産としての用途を廃止し、普通財産とするため、本条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第121号 佐渡市地域活性化多目的施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、県営中山間地域総合整備事業により建設された片野尾活性化センターについて、新潟県から譲与されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第122号 佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、地場産業である農林水産業の新規参入の推進、経営安定及び生産性の拡大を図るため、奨励措置の対象業種に新たに農業、林業及び漁業を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第123号 佐渡市農村婦人の家条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、多目的施設として昭和58年度に設置されたふれあい相川農村婦人の家について、当該施設を民間譲渡するため、本条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第124号 新たに生じた土地の確認について（浦川地区）、議案第125号 字の変更について（浦川地区）。以上2議案は、新潟県が道路改良事業により施工した海岸護岸用地、道路用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工許可を得たので、地方自治法の規定により、新たに生じた土地の確認並びに字の区域の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第126号 字の変更について（市野沢地区）。本案は、市野沢地区の宅地分譲予定地において、字の変更申請があり、住宅地開発後の分譲地を1区画1筆にするため、地方自治法の規定により、字の区域の変更について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第128号 財産の無償譲渡について（ふれあい相川農村婦人の家）。本案は、ふれあい相川農村婦人の家について二見地区へ無償譲渡することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第130号 市道路線の認定について（上川茂30号線）。本案は、外山ダム進入路建設に伴う県道路線変更により、現在の県道を市道として認定する必要があるため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（竹内道廣君） 質疑の通告がありませんので、これより討論に入ります。

議案第119号 佐渡市民農園条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論の通告がありますので、中村良夫君の発言を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。議案第119号 佐渡市民農園条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

これは、八幡地区野田にあるお楽しみ農園を廃止する条例であります。市長の提案理由も産業建設常任委員会への提案説明も、利用者減少のため廃止するという提案理由、説明だけですが、現地調査したところ、利用者の方から、3月には廃止され、利用できなくなりましたということです。今回この議案の上程前に、2009年、ことしの3月には既に廃止となっています。市は廃止をしてきて、今回6月議会に条例を出すことはおかしいことだと考えます。

もう一点は、この市民農園条例の設置は、農業者以外の者が野菜、花などを栽培して、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深めることなどを目的に市民農園を設置されています。これから地産地消条例など関連して、大切になってくるものであります。こういったものこそ充実させるべきと考えます。小さなことかもしれませんが、市民、利用者にとっては大きな問題であります。

以上の理由で反対するものです。議案第119号 佐渡市民農園条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論といたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 以上で討論を終結いたします。

これより産業建設常任委員会に付託した案件のうち、議案第119号についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内道廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件のうち、議案第119号を除く案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 発議案第7号

○議長（竹内道廣君） 日程第4、発議案第7号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔25番 近藤和義君登壇〕

○25番（近藤和義君）

発議案第7号

基地対策予算の増額等を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年6月30日

佐渡市議会議長 竹 内 道 廣 様

提出者	佐渡市議会議員	近 藤 和 義
賛成者	〃	佐 藤 孝
	〃	金 光 英 晴
	〃	猪 股 文 彦
	〃	祝 優 雄
	〃	中 川 直 美
	〃	小 杉 邦 男

基地対策予算の増額等を求める意見書

基地施設周辺の市町村は、基地所在に伴う諸問題の解決に向けて鋭意努力しているところである。しかし、世界的な経済危機に伴う大幅な税収減や、基地所在に伴う特殊な財政需要の増大等により大変厳しい財政状況にある。

こうした基地関係市町村に対しては、これまで総務省所管の固定資産税の代替的性格を基本とした基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）及び米軍資産や住民税の非課税措置等の税財政上の影響を考慮した調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）が交付されている。また、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置・運用により生ずる障害の防止・軽減のため、国の責任において基地周辺対策事業が実施されている。

基地交付金・調整交付金については、基地所在による特別の財政需要等にかんがみ、固定資産税の評価替えの翌年度において平成元年度より3年ごとに増額されてきており、併せて、防衛省所管の特定防衛施設周辺整備調整交付金も増額されてきた経緯がある。

よって、国においては、基地関係市町村の実情に配慮して次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 基地交付金及び調整交付金については、今年度は固定資産税の評価替えの年度にあたるため、これまで3年ごとに増額されている経緯を十分踏まえ平成22年度予算において増額するとともに、基地交付金の対象資産を拡大すること。
- 2 基地周辺対策経費の所要額を確保するとともに、各事業の補助対象施設及び範囲を拡大すること。特

に、特定防衛施設周辺整備調整交付金については、これまでの経緯を踏まえ平成22年度予算において増額すること。

- 3 本市において今年秋に完成予定の弾道ミサイル監視レーダー「FPS5」（通称「カメラレーダー」）については、国内において本市を含む4分屯基地にのみ設置される重要な防衛施設であることをかんがみ、基地交付金の交付額算定にあたっては、特段の配慮をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしくご賛同をお願いします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第8号

○議長（竹内道廣君） 日程第5、発議案第8号 佐渡市議会決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金光英晴君。

〔19番 金光英晴君登壇〕

○19番（金光英晴君）

発議案第8号

佐渡市議会決算審査特別委員会の設置について

佐渡市議会決算審査特別委員会の設置について、地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成21年6月30日

佐渡市議会議長 竹 内 道 廣 様

提出者	佐渡市議会議員	金 光 英 晴
賛成者	〃	村 川 四 郎
	〃	中 川 直 美
	〃	金 田 淳 一
	〃	廣 瀬 擁
	〃	小 杉 邦 男
	〃	田 中 文 夫
	〃	根 岸 勇 雄

佐渡市議会決算審査特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する

ものとする。

記

1 特別委員会の名称

佐渡市議会決算審査特別委員会

2 付託事項

平成20年度決算の認定について

3 委員の定数

8人

4 期間

上記付託事項が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う。

5 費用

予算の範囲内

以上であります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） 発議案第8号について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（竹内道廣君） 日程第6、佐渡市議会決算審査特別委員会委員の選任を行います。

佐渡市議会決算審査特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名をいたします。

決算審査特別委員会委員に

松 本 正 勝 君 中 村 剛 一 君 浜 田 正 敏 君

廣 瀬 擁 君 小 田 純 一 君 中 村 良 夫 君

佐 藤 孝 君 川 上 龍 一 君

の8名を佐渡市議会決算審査特別委員会委員に選任をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時47分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（竹内道廣君） 再開します。

休憩中に佐渡市議会決算審査特別委員会の正副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

委員長 佐 藤 孝 君

副委員長 中 村 剛 一 君
以上であります。

日程第7 議案第132号

○議長（竹内道廣君） 日程第7、議案第132号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第132号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、本間敏延氏の任期が平成21年9月30日をもって任期満了となり、後任の者を佐渡市徳和582番地、石川克実氏にお願いするものです。つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないとされていますので、意見を求めるものであります。なお、任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（竹内道廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第132号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（竹内道廣君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各常任委員長から目下委員会において審査または調査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内道廣君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（竹内道廣君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、平成21年6月市議会定例会閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し

上げます。

さて、今定例会に提案いたしました24議案等につきましては、本日までの15日間にわたり慎重なご審議を経て議決いただき、厚く御礼申し上げます。一般質問を始め各議案審議の過程で拝聴した多くのご意見、ご提言は、まさに佐渡市が早急に取り組むべき課題であり、とりわけ佐渡観光活性化への取り組みや市民生活に直結する国民健康保険税に対するご意見、ご提言は深く受けとめております。

長引く経済不況の中での雇用不安等、佐渡の経済を取り巻く状況は依然として厳しいものがございますが、佐渡経済浮上を効果あらしめるためにも、本議会で議決いただいた予算の速やかな執行を行い、さきの臨時議会で議決いただきました予算との相乗効果を図るとともに、各種事業との連携による経済連鎖につなげていきたいと考えております。

季節は、この後、梅雨から酷暑へと変わってまいります。皆さんにはご健勝でご活躍くださいますようご祈念申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつといたします。

○議長（竹内道廣君） 以上で会議を閉じます。

平成21年第4回佐渡市議会定例会を閉会にいたします。

午後 2時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成21年6月30日

議 長 竹 内 道 廣

署 名 議 員 松 本 正 勝

署 名 議 員 加 賀 博 昭